

Ⅱ. 「参入の仕組みの詳細」について

1. その基本的考え方、方向について

(1) 基本的考え方

「新しい参入の仕組み」は「子どもの命と安全、育ちを」保障する仕組み、制度であり、同時に若い世代に安心して「子どもを産み育てるることを保障」することにより働くこと、社会の一員としての役割と責任に自信をもてる仕組みであるべきと考える。

よって、設計される制度は「**すべての子ども、利用希望者のニーズ**」に**対応可能なもの**であるべきであり、そのためには「**公の関与**」＝ナショナルミニマム・セーフティネットとしての「**法的・制度的・財政的**」**保障が明確にされる必要**がある。

(2) その目的と方向について

1)「緊急かつ短期的」な目的

- ① 待機児童の早期解消
- ② 子どもの育ちと家庭地域における子育てと就労支援を制度化すること

2)「中・長期的」な目的

- ① すべての子どもを対象とした保育制度の構築
- ② 深刻化する少子化の克服
- ③ 子どもたちの育ちと地域・家庭における子育てと就労支援を制度化すること

2. 具体的な仕組み・制度設計の前提として

- ① すべての子どもを対象とする保育の量的拡大が可能な仕組みを作ること。しかし、その拡大に当たっては、現在より質が向上する制度設計が前提である。
- ② 量の拡大に対応した質を担保するためには「基準」(児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」))、とくにナショナルミニマム(セーフティネット)を明確にする。
- ③ そのための「量と質」に対応するための財源の確保が不可欠である。